

くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業費（食体験受入体制整備事業）  
補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この事業は、燃油・資材価格高騰の影響を受けている、くまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を緊急的に支援するため、観光農園や農業体験等の実施に意欲のある県南地域の食関連事業者や生産者等の掘り起こし及び食体験コンテンツの磨き上げを行うことで、県南地域への誘客増加につなげ、会員の収益改善を図ることを目的とする。

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる経費、事業者、補助上限額は別表1のとおりとする。

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条ただし書きを適用し、承認申請は不要とする。

（補助金の交付申請書）

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

（概算払の請求）

第7条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払を受けようとする場合は、事業経費内訳書（別記様式第1号別添1を準用。）を添付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

（実績報告）

第9条 要項第13条第2項の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記様式第1号を準用。）
- （2）補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）3月31日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業者	補助上限額
<p>県南地域の食関連コンテンツを活かして観光客を誘客するため、観光農園や農業体験等の実施に意欲のある県南地域の食関連事業者や生産者等の掘り起こし及び食体験コンテンツの磨き上げを目的とした以下の取組みに要する経費</p> <p>(1) 観光農園等に取り組む意向のある県南事業者の掘り起こし及び課題の分析等に要する経費</p> <p>(2) 観光農園等に取り組む意向のある県南事業者に向けたセミナー開催及び先進地視察に要する経費</p> <p>(3) 個別の課題に対して助言を行う「個別セッション」に要する経費</p> <p>(4) モニターツアー実施に要する経費</p> <p>(5) その他、食関連事業者や生産者等の掘り起こし及び食関連コンテンツの磨き上げを目的とした取組みに要する経費</p>	<p>民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体</p>	<p>(1)～(5) 定額(上限3,400千円/1者)</p>